

ローターアクトと青少年保護

よく尋ねられる質問



2009年7月

虐待やハラスメントの防止は、青少年との活動に関連するすべてのプログラムにとって極めて重要です。ローターアクトには、奉仕プロジェクトやその他の地域社会の活動を通じて青少年と頻りに接する機会がありますが、このような活動にも青少年保護の方針が適用されます。ロータリー、あるいはロータリー以外の青少年プログラムや行事にかかわるローターアクトは、青少年の安全を確保し、ボランティアを保護するために、提唱クラブのロータリアンと青少年保護について話し合っておく必要があります。

国際ロータリーでは、虐待とハラスメントに関し、ゼロ容認方針（いかなる違反も法規適用する方針）を採用しており、以下の「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を指針としています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある（ロータリー章典 第 2.110.1 項）

ローターアクト、ロータリアン、クラブ、地区は、それぞれが実施するプログラムにおいて、この声明と RI が掲げるすべての青少年保護方針が確実に遵守されるようにする必要があります。

虐待とハラスメントの防止に関して、どのような指針が設けられていますか。

青少年保護に関する指針は主にロータリー・クラブを対象に設けられたものですが、青少年保護は、ローターアクトを含め、青少年活動に携わるすべての成人の責務です。未成年者と接する活動にあたって、これらの方針がローターアクトにどのように適用されるかを、提唱ロータリー・クラブと話し合ってください。RI 理事会は、虐待あるいはハラスメントの申し立てに関し、次のような方針を設けています。

2.110.3. 性的虐待およびハラスメントの防止

すべてのロータリアン、クラブ、地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」、および事務総長により作成された虐待およびハラスメント防止に関する RI の指針に従うべきものとされる。指針には、次の要件が含まれている。

1. RI は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。
2. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
3. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。

4. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用する RI の方針(ゼロ容認方針)に則り、即刻、適切な法執行機関(警察等)に報告されなければならない。
5. 性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンについても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない(クラブが、事実を知らずながらそのようなロータリアンの会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会はそのロータリアンの会員身分を終結する措置を講じるとともに、方針の遵守を怠ったことを理由に、クラブの加盟を終結する措置を講じる)。
6. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。これはまた、他の青少年からの他の告発から当該成人を守ることにともなる。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

2.110.4. 青少年の旅行

ロータリー・クラブと地区は新世代を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを順守しなければならない。

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する青少年参加者の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に通知するものとする。
3. 自宅から 150 マイル(241 キロ)以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療(母国を離れる旅行の場合)、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの応募方法と審査手続
2. ボランティアの任務内容と責務の概要
3. 監督者となる成人の数に対する未成年者数の割合の基準
4. 以下を含む危機管理計画
 - a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
 - b. 両親および法的保護者との連絡の手続き

5. RI の方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針

ロータリーの青少年プログラムにかかわるロータリアン、ローターアクター、ならびにその他の成人の身元調査を行うべきでしょうか。

国際ロータリーは、青少年交換以外の青少年プログラムにかかわるロータリアン、ローターアクター、ならびにそれ以外の人々に対する身元調査(警察が保管する犯罪記録の確認や経歴照会を含む)を義務づけてはいませんが、身元調査の実施は極力推奨されています。また、ローターアクト・クラブが大学と提携している場合、未成年者と活動する成人に対し、ローターアクト・クラブ入会前に適正審査を実施することを大学側が義務づけている可能性もあります。RIは、監督なしで青少年と接触するローターアクター全員に対し、警察が保管する犯罪記録の確認や経歴照会を含む身元調査を実施するよう推奨しています。これらの成人には、さまざまな活動や外出の際に学生の受け入れや付き添いをしたり、車で送迎を行ったりする、クラブと地区の役員、委員会委員、カウンセラー、顧問、ロータリアンとそれ以外の人々が含まれますが、これらの人々に限られるものではありません。一般的に、青少年と偶発的に、または特別な機会にグループとして接触する成人にはこうした身元調査は必要ありません。

地区には、地元の法律専門家に相談することによって、地元の法律や慣習を遵守して適正審査の手続きを行うよう奨励されています。また、青少年のために活動する地元団体とも連絡をとり、ボランティアの適正審査に関する情報を得るのも一案です。

青少年保護に関してより詳しく学ぶために、ほかにどのようなリソースがありますか。

地区に青少年保護役員がいるかどうかを提唱ロータリー・クラブに尋ねてください。青少年保護役員は、ローターアクター、ロータリアンとそれ以外のボランティアに、虐待とハラスメントの防止に関する研修を提供できる可能性があります。また、ローターアクト・クラブが地元の大学と提携している場合、この大学が設けている適正審査の手続きや青少年保護に関する規定について情報を得られるだけでなく、地区のニーズに合わせてこれらの手続きを採用することもできます。さらには、地元で青少年育成活動に取り組んでいるほかの団体も、プログラム参加者の安全確保に関する情報を紹介してくれる可能性があります。

「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き」(775-JA)が、ウェブサイト(http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/775ja.pdf)に掲載されています。虐待とハラスメントへの認識ならびに防止に関するこの手引きには、問題の認識と報告、青少年の支援システムの構築についての情報が提供されています。また、地元で活用できる研修リーダー用手引きも含まれています。

地区の青少年交換に関する方針の大部分は、ローターアクターが未成年者と活動する際にも採用することができます。青少年交換における虐待とハラスメントの防止に関する地区の方針について、地区青少年交換委員長と話し、これらの方針がどのように適用されているかを理解しておくようにしてください。

このほかにも情報が必要です。誰に連絡を取ればいいですか。

青少年保護に関するご質問は、青少年プログラム担当職員が受け付けております。

虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、申し立てがあってから72時間以内にRIの適切なプログラム担当職員にご連絡ください。

青少年プログラム
RIプログラム部

Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois
60201-3698, USA

ファックス:
1.847.556.2182

Haris Sofradzija (ハリス・ソフラジヤ)

Youth Activities Program Coordinator
(青少年活動プログラム・コーディネーター)

Rotaract@rotary.org - 1.847.866.3315

Annahita Ghaboussi

(アナヒタ・ガボウシ)

Youth Activities Program Coordinator
(青少年活動プログラム・コーディネーター)

Rotaract@rotary.org - 1.847.866.3296

Kate Hoeppel (ケイト・ホーペル)

Senior Youth Activities Program Coordinator
(青少年活動プログラム・シニアコーディネーター)

Rotaract@rotary.org - 1.847.866.3436